

## 石綿関連規制

規制名称	所管	概要
労働安全衛生法 石綿障害予防規則	厚生労働省	石綿〔石綿〕による健康障害の予防対策の一層の推進を図るため、平成17年に石綿障害予防規則〔石綿則〕が制定。令和2年7月に石綿則改正。建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等について規定。
大気汚染防止法	環境省	「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、石綿飛散防止対策〔作業基準の遵守〕が義務づけ。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。廃棄物処理法、廃掃法と略される。</li> <li>・ 廃棄物処理法における廃石綿等の基準等。</li> </ul>
建築基準法	国土交通省	石綿による健康被害を防止するため、建築物における石綿の使用を規制。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 建設リサイクル法	国土交通省	
宅地建物取引業法	国土交通省	
住宅の品質確保の推進等に関する法律	国土交通省 消費者庁	

2022年8月現在